

府子本第 820 号  
令和 3 年 7 月 29 日

各 都道府県知事 殿

内閣総理大臣  
(公印省略)

「子ども・子育て支援交付金の交付について」の一部改正について

平成 28 年 7 月 20 日付けで「平成 28 年度子ども・子育て支援交付金の交付について」（府子本第 474 号）を通知したところであるが、今般、別添新旧対照表のとおり、一部改正し、令和 3 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれては、貴管内市町村（特別区を含む。）に対してこの旨通知されたい。

子ども・子育て支援交付金交付要綱新旧対照表

改正後					現行				
別紙 子ども・子育て支援交付金交付要綱 第1条～第13条 (略)					別紙 子ども・子育て支援交付金交付要綱 第1条～第13条 (略)				
別紙					別紙				
1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合	1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
利	利	1 運営費 (1) (略) (2) (略) (3) 母子保健型 ア 基本分 ① 保健師等専門職員及び困難事例等に対応する職員を 専任により配置する場合 1か所当たり 14,209,000円 ② 保健師等専門職員及び困難事例等に対応する職員を 兼任により配置する場合 1か所当たり 6,965,000円 ③ 保健師等専門職員を専任、困難事例等に対応する職員を 兼任により配置する場合 1か所当たり 11,742,000円 ④ 保健師等専門職員を兼任、困難事例等に対応する職員を 専任により配置する場合 1か所当たり 9,432,000円 ⑤ 保健師等専門職員のみを専任により配置する場合 1か所当たり 9,274,000円 ⑥ 保健師等専門職員のみを兼任により配置する場合 1か所当たり 4,497,000円 ※ 平成27年度において、1か所に複数の専任職員を配置 して事業を実施し、かつ、引き続き同様の事業形態を維 持している市町村は、①から⑥の基準額によらず、以下の 基準額を適用することができるものとする。 ・保健師等専門職員を2名配置する場合 1市町村当たり 14,988,000円 ・保健師等専門職員を3名以上配置する場合 1市町村当たり 21,382,000円 ※ (略) イ (略) 2 (略)	(	(略)	利用者 支援事 業	利用者 支援事 業	1 運営費 (1) (略) (2) (略) (3) 母子保健型 ア 基本分 ① 保健師等専門職員及び困難事例等に対応する職員を 専任により配置する場合 1か所当たり 14,209,000円 ② 保健師等専門職員及び困難事例等に対応する職員を 兼任により配置する場合 1か所当たり 6,965,000円 ③ 保健師等専門職員を専任、困難事例等に対応する職員を 兼任により配置する場合 1か所当たり 11,742,000円 ④ 保健師等専門職員を兼任、困難事例等に対応する職員を 専任により配置する場合 1か所当たり 9,432,000円 ⑤ 保健師等専門職員のみを専任により配置する場合 1か所当たり 9,274,000円 ⑥ 保健師等専門職員のみを兼任により配置する場合 1か所当たり 4,497,000円 ※ 平成27年度において、1か所に複数の専任職員を配置 して事業を実施し、かつ、引き続き同様の事業形態を維 持している市町村は、①、②の基準額によらず、以下の 基準額を適用することができるものとする。 ・保健師等専門職員を2名配置する場合 1市町村当たり 14,988,000円 ・保健師等専門職員を3名以上配置する場合 1市町村当たり 21,382,000円 ※ (略) イ (略) 2 (略)	(略)	(略)
(以下 略)	(以下 略)	(以下略)	(以下略)	(以下略)	(以下 略)	(以下 略)	(以下略)	(以下略)	(以下略)